

令和4年9月 定例総会議事録

日 時 令和4年9月30日（金） 午前10時00分～午後12時30分

場 所 中央公民館

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小畠利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

農地利用最適化推進委員

20	井上亘	21	上原都由子	22	新田敏文	23	高岩昭市
24	池井周造	25	中山敏章	26	前田次雄	27	丸尾義盛
28	池田幸一	29	内一幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山則夫	33	井野実	34	大久津和幸	35	栗水流峯一
36	谷口和巳	37	福本正三	38	四位正生		

欠席 内 一幸

事務局

事務局長	藤崎浩一	主幹	橋口覚	主幹	西原学	主査	竹内秀次
主査	宮永昌和	主事補	嶺石将伍				

議 題

- 報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第29号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について
  
- 議案第86号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可について
- 議案第87号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第88号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（使用貸借）
- 議案第89号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（貸借）
- 議案第90号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（所有権）
- 議案第91号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（農地中間管理事業）
- 議案第92号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第93号 農地法第5条の規定による使用貸借権の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第94号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第95号 非農地証明願承認について

事務局 おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 18 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 9 月の行事報告と 10 月の行事計画を報告します。

(9 月の行事報告と 10 月の行事計画)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 おはようございます。先の猛烈な大型台風 14 号にみなさんそれぞれ大なり小なり被害を受けられたかと思えます。それでは令和 4 年 9 月期の小林市農業委員会定例総会を開会します。よろしくお願いいたします。

事務局 次に春口会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 28 号から第 29 号までの 8 件、議案が第 86 号から第 95 号までの 43 件、合計 51 件でございます。  
それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。  
議事に入る前に今月の議事録署名を 6 番上飯屋委員と 9 番河野委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 28 号～報告第 29 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いですので議事に入ります。

議案第 86 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 86 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可について下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

（議案第 86 号 1 番朗読、他 1 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（17 番挙手）

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分の事前審査を第 6 小委員会に付託されましたので 9 月 22 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。  
議案第 86 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可について報告をします。  
1 番、農業者年金受給の為の再設定で、期間は 10 年間です。  
2 番、申請地を借り受け規模拡大を図る、期間は 10 年間で再設定です。親子ですが経営は別です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。  
議案第 86 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 87 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 87 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について  
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する  
ものとする。

(議案第 87 号 1 番朗読、他 5 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 今月の農地法 3 条・基盤法の事前審査を第 4 小委員会に付託されましたので 9 月 20  
日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。  
議案第 87 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について報告をします。  
1 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。  
2 番、義姉から贈与を受けるものです。  
3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 229,621 円。  
4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 720,461 円。  
5 番、知人から贈与を受けるものです。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 87 号野尻町区分について報告をします  
6 番、母から贈与を受けるものです。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 2 番についてです。私に関わった案件で、面積が 120 m<sup>2</sup>となっていますが、違うので  
はないでしょうか。確認をしていただけないですか。

事務局 質問に対してお答えをします。3 条申請には登記簿事項全部証明書をつけるようになっております。その登記簿事項全部証明書には面積は 120 m<sup>2</sup>となっております。それを確認したうえであげさせていただいております。  
補足ですが、平成 2 年 12 月 5 日に 2209 番 1 と 2209 番 2 に分筆が行われていまして、申請地の 2209 番 1 が 120 m<sup>2</sup>と書いてあります。以上です。

8 番 届はその分筆した 1 筆だけですか。

事務局 申請書には 2209 番 1 の 1 筆だけとなっております。

8 番 分かりました。

議長 他にございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 87 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。  
続きまして議案第 88 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 88 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 88 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 89 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）について報告をします。

1 番、営農類型は肉用牛繁殖複合型です。期間は 5 年間です。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。

議案第 88 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 89 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 89 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 89 号 1 番朗読、他 1 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（11 番挙手）

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 89 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）について報告します。

1 番、露地野菜専業型で期間は 2 年間、10a あたり 77,160 円です。高いのではという意見がありましたが、ハウス込みの金額です。

2 番、肉用牛繁殖専業型。1 年間の再設定で、10a あたり 10,154 円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 89 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 90 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 90 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 90 号 1 番朗読、他 11 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 90 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。

あっせん委員についてはお目通しをお願いします。すべて規模拡大を図るものです。

1 番、10a あたり 39,318 円。

2 番から 4 番の受手は同じ方で、3 件とも 10a あたり 280,000 円です。

5 番、10a あたり 108,225 円。

6 番と 7 番の受手は同じ方です。

6 番、10a あたり 300,000 円。

7 番、10a あたり 200,000 円。

8 番、10a あたり 232,404 円。

9番、10aあたり46,259円。安いのではないかという意見がありました。受手が今まで耕作しており、いくらでもいいから買ってほしいとの事でこの金額になったそうです。

10番、10aあたり262,100円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 同じく議案第90号野尻町区分について報告をします。  
あっせん委員についてはお目通しをお願いします。2件とも規模拡大です。  
11番、肉用牛肥育専業型です。10aあたり100,000円。  
12番、肉用牛繁殖専業型です。10aあたり300,000円。  
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第90号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(所有権)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第91号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第91号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)を作成したので計画通り決定する。

(議案第91号1番朗読、他2件省略)



議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 91 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）について報告をします。  
5 年 2 ヶ月間の使用貸借が 3 件です。  
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 91 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 92 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 92 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について  
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 92 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 今月は第 5 小委員会に農地法 4・5 条、非農地証明願の事前審査を付託されましたので 9 月 21 日に審査会を実施しました。その結果を報告します。  
議案第 92 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について報告します。  
1 番、細野、千谷、神之郷温泉の東側です。転用の理由は植林です。相続によって農地であることが判明したもので追認申請です。両隣とも山林でした。  
2 番、水流迫、下平、やまさきの西側になります。転用の理由は賃貸住宅です。1 種農地ですが周りは住宅地です。  
3 番、堤、松之元上、国道沿いにあります。転用の理由は通路の拡張です。奥の方に住宅が建築されていました。今回はその住宅への通路の拡張をするものです。5 条の所有権移転にもでてきます。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 92 号農地法第 4 条の規定による許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 93 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 93 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権の権利の設定許可申請書進達について  
下記のとおり農地法第 5 条の規定による使用貸借権の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 93 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 93 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達について報告をします。

1 番、堤、丸岡、競馬場近くのパチンコ店の南側になります。以前、転用申請をあげたところの隣です。転用の理由は木材置場です。

2 番、細野、前之原、神之郷温泉の近くです。牛舎を建築した残りの一部に農業用倉庫を建築するものです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 93 号野尻町区分について報告をします。

3 番、東麓、有村、転用の理由は農家住宅敷地です。農地区分は 2 種農地です。

2 種農地立地基準は 3 種農地に立地困難な場合などに許可相当とありますので、野尻町区内においては庁舎を中心に 300m 四方以内以外には 3 種農地はありません。

従って一般基準で問題がなければ許可相当と思っています。一般基準転用面積については農家住宅 1,000 ㎡なので範囲内の 290 ㎡でございます。周辺の農地への影響は、2 面が宅地、2 面が道路と側溝を挟んで農地の広がりがありますが、影響はないと思われます。水の流れは側溝に流す計画です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 93 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権の権利の設定許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 94 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 94 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書

を付して進達するものとする。

(議案第94号1番朗読、他6件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第94号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告をします。

1番、堤、松之元上、議案第92号3番の隣接地です。転用の理由は店舗敷地で、米と弁当を販売する計画です。

2番と3番は向かい合った土地です。

2番、真方、萩谷、新田場から二原に上がったところです。転用の理由は一般住宅です。

3番、転用の理由は住宅敷地です。当時小さな物置が建っており、その土地が残っていたものです。

4番、北西方、松ヶ尾、転用の理由は太陽光発電施設です。7,375㎡とかなり広い土地を太陽光発電施設にするということで、排水関係はどうなっているのかという質問がありました。地下浸透方式と、緩やかな斜めになった土地なので、末端の方で60cmの土手を作って雨水などの流れてきた水を止める計画です。事務局から再度、排水の方はどうなのかと質問をしたところ、設置業者からこれで支障はないと返答があったようです。

5番、真方、上二原、転用の理由は一般住宅です。申請地の隣には大きな住宅が建っていました。

6番、東方、飯谷、陰陽石入口の近くで、研修館の横にありました。転用の理由は事務所です。

7番、真方、南小林原、消防署の南隣になります。転用の理由は一般住宅です。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第94号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。  
続きまして議案第 95 号非農地証明願承認についてを議題とします。  
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 95 号非農地証明願承認について  
下記のとおり非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第 95 号 1 番朗読、他 3 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 95 号非農地証明願承認について報告します。  
1 番と 2 番は隣り合ったところでは、  
東方、菖蒲田、山之口原から東へ入ったところにありました。いずれも山に囲まれており、調査事項は原野です。  
3 番、水流迫、野中、内村病院の北側にあります。斜めになった土地で道路沿いにあります。調査事項は原野です。  
4 番、真方、向江田、小林高校の北側になります。既に竹が入り込んでいました。耕作は無理であるという事で、原野で申請されています。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 95 号非農地証明願承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
以上で本日の総会を終了します。  
ありがとうございました。

閉議 午後 12 時 30 分

令和 4 年 9 月 30 日 定例総会

議事録署名

\_\_\_\_\_ ㊟

\_\_\_\_\_ ㊟